

第2回

議会議員の定数等に関する 専門委員会

会 議 資 料

南部町・南部川村合併協議会

日 時： 平成 15 年 1 月 15 日 (木)
場 所： 南部町役場 2 階 研修室

第2回議会議員の定数等に関する専門委員会

- 1 . 開 会
- 2 . 委員長あいさつ
- 3 . 議 題

協議事項

協議第1号 議員の定数及び任期の取り扱いについて（継続協議）

- 4 . その他
- 5 . 閉 会

議員の定数及び任期の取り扱いについて

第1回専門委員会が出された意見（抜粋）

南部町議会での状況について

1. 合併特例法の適用について
合併特例法は適用せず新設選挙の方向である。
2. 議員の定数について
新町の議員定数については、法に定める定数以下で調整中（16～18）
3. 選挙区の設定について
合併後の一体性の確保から、新町では全町1区とし、選挙区は設置しない。

南部川村議会での状況について

1. 合併特例法の適用について
合併特例法は適用せず新設選挙の方向である。
2. 議員定数
新町の議員定数については、法に定める定数以下で調整中（16～18）
3. 選挙区の設定について
合併後の一体性の確保から、新町では全町1区とし、選挙区は設置しない。

本年に予定されている両町村議会議員選挙と合併までの任期について

- ・ 通常議員の任期は4年ですが、平成16年10月に合併となれば次回の議員の任期は1年半程度になる、そのことは両議会の議員さんは承知しているのか。また、このことはここ（協議会）で決めるのですか。（学識経験者）
- ・ 合併協議会で原則適用（新設選挙）と決めてもらったら、議会議員の選挙はそれに従うということになる。（議員）
- ・ 選挙の関係から、次回選挙の議員の任期は1年半しかないと明確にしてほしい。（議員）
- ・ 新町での議員の定数の方が早く知りたい。（議員）

その他

- ・ 合併により議員さんの数が減るとお金が浮いてきます。その分、新町の議員さんの報酬を上げて議員報酬だけで生活できるような方式を考えたもらったら、もっと多くの若い人が立候補できるのではないのでしょうか。

専門委員会での協議事項（継続協議）

1. 次のいずれの制度を適用するか選択する。
地方自治法及び公職選挙法の原則を適用する。（新設選挙）
合併特例法による議会議員の定数特例制度を適用する。
合併特例法による議会議員の在任特例制度を適用する。

（参考）

地方自治法及び公職選挙法の原則の適用。（新設選挙）
（理由）合併により三役や議員、委員会委員の総数が減少することは、その分の経費が節減され、行財政の効率化が図れる。

合併特例法による議会議員の定数特例制度の適用。
合併特例法による議会議員の在任特例制度の適用。
（理由）大規模な合併の場合など、議員一人あたりの住民の数が増えるので、住民の声が新町に反映されるかどうか不安視する意向もあることから、合併特例法で定められた制度。

2. 町の議員定数
(1) 定数 名

（理由）

3. 選挙区を設けるか否か。
(1) 選挙区の設置 設置する 設置しない

（理由）